

つくば市立図書館における図書資料の除籍状況

遠藤 諭

図書館において除籍とは、原簿から資料の記録を抹消することをいう。これまでに、図書館が収集した資料に着目し図書館の収集傾向や蔵書傾向を調査、分析した研究は行われてきたが、図書館から出ていく資料、つまり、図書館の除籍資料についての研究はほとんど行われていない。本研究では、対象公立図書館の除籍図書について、希少資料の存在を視野に入れながら、その有無を調査した。具体的には、つくば市立図書館で除籍された図書と同一の図書の、茨城県内の公立図書館や国立国会図書館での所蔵有無を調べる。そうすることで、除籍図書の中に希少な図書が存在しているかどうかを明らかにできる。本研究は、公立図書館が除籍基準を策定する際や見直す際、他図書館や広域地域と連携した資料の保存方法を考える際に役立つ可能性がある。

本研究は、2007年度と2018年度につくば市立図書館（自動車図書館や4交流センター図書室を含む）で除籍された図書資料（2007年度は計10,359冊、2018年度は計12,111冊）を調査対象とした。茨城県内の公立図書館での所蔵有無の確認には横断検索サイト「カーリルローカル」、「茨城県図書館情報ネットワーク」を、国立国会図書館での所蔵有無の確認には「国立国会図書館オンライン」を用いた。

調査の結果、除籍図書と同一の図書が茨城県内の公立図書館での所蔵が0冊の図書の数は2007年度が663冊、2018年度が327冊であった。その内、国立国会図書館に所蔵が確認できない図書の数は、2007年度が26冊、2018年度が11冊であった。

本研究の結果、茨城県内の公立図書館でも国立国会図書館でも所蔵を確認できないような希少な図書の存在が認められた。茨城県内の公立図書館では、つくば市とその他の少数の図書館が、他館での所蔵を考慮した上で除籍作業を行っている。しかし、茨城県内の公立図書館全体では、他の図書館での所蔵有無を確認した上で除籍の判断を行うといった体制は、地域資料を除いてはないと思われる。地域全体での保存体制がなければ、個々の図書館の努力はむなしく終わってしまう。例えば、他の図書館での所蔵有無を確認した上で除籍の判断をしているつくば市立図書館と他のいくつかの図書館があるとしても、そのような確認をせずに除籍している図書館が大多数である場合、前者の図書館が後者の図書館での所蔵が確認できたので除籍したが、年月が経過した後、後者の図書館で除籍されてしまい結果として茨城県内に所蔵がなくなるという可能性が考えられる。茨城県内の公立図書館で所蔵数が少ない資料を、県域全体で保存していくためには茨城県全体での保存体制が必要であろう。また、国立国会図書館に納本されていない資料については、国立国会図書館へ寄贈するなどの取り決めがあると良いであろう。

（指導教員 辻慶太）